

令和元年9月定例農業委員会 会議録

令和元年9月12日（木）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 非農地証明願について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を
行っている旨の証明願について
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について

4. その他

5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、只今より令和元年9月定例農業委員会を開催させていただきます。

まず、開会にあたり事務局よりご挨拶を申し上げさせていただきますが、本日、9月定例市議会開催中につきまして、事務局長の方は欠席させていただいております。代わりに三浦の方からご挨拶を申し上げます。

・事務局

皆さん、おはようございます。本来なら、只今、事務局からもありましたとおり、事務局長がこちらでご挨拶させていただくところですが、9月の市議会定例会の、今日、議案審議という審議の日程と時間が重なりましたことから、本日、出席ができません。申しわけありませんが、私の方からご挨拶させていただきます。

9月に入りまして、農家にとっては超繁忙期に入りましたが、委員の皆様におかれましては、そういった状況にもかかわらず、本日の農業委員会定例会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、農繁期の到来に伴い、台風の季節にもなりました。先日、関東を襲った台風15号は、千葉県をはじめとする関東各県の農作物にも甚大な被害を与えたと聞いております。本市におきましても対岸の火事ではなく、台風の襲来は今後収穫を迎える柿とか稲にも影響を与えます。自然災害ですので抜本的な対策はありませんが、台風の襲来がないことを祈るばかりです。

それと、今日の会議ですけれども、まっせ・はしもとの関係のご審議、この会議の後に集まっていたいただきまして、ございます。事務局からの前向きな提案もございますので、そちらの方、慎重審議のほどよろしく願いいたします。

最後になりましたが、本日の案件は少し多めというふうに伺っております。活発かつ慎重な審議のほど、よろしく願いいたします。私からの挨拶は以上でございます。

・事務局

なお、議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、会議の議長は会長が務めるとなっ

おります。以後、会長ご挨拶をいただいた後、議事の進行をお願いいたします。

会長、では、よろしく願いいたします。

・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。今、三浦さんからも挨拶があったんですが、まず、九州、佐賀県中心にして水稻に対する大雨の被害、油が入ってほとんど壊滅状態になっておるといようなことで、大変、農作物に被害が出ておりました、また、15号では風で千葉県がすごいことになってまして、大規模な停電が起こって、いまだにまだ電気、39万戸あたりがつかんといようなことで、このあついに、日常生活に大変大きな影響が出ております。心よりお見舞いを申し上げますとともに、速やかな回復、復興というのを願うものであります。

この時期になりますと、稲刈り真っ最中で、刀根柿の出荷も始まりました。多忙の中で定例会に出席をいただきまして、大変にありがとうございます。

9月2日ですか、伊都・那賀地方の農業委員、あるいは推進委員の研修会、100人を超える出席をここの会場でしたわけですが、この中で農地転用制度等々についても説明があったんですが、それにつきましては、我が農業委員会の方は宮本さんが既に我々のところに研修に来てくれてあったということで、非常に理解がしやすかったのではないんかいなと思っておるところでございます。

また、人・農地プランにつきましては、今、皆さん方にお世話いただいております農地利用状況調査というものを把握して、それをもって市の人・農地プランの計画を立てると。そこへ農業委員会あるいは推進委員が加わって行って、その協議に入っていくんやというのが大きな今後の業務の柱になるということでございますので、よろしくひとつお願いしておきます。

また、農業者の老後の生活の安定のために、農業者年金の加入推進というものも業務に課せられまして、節税対策としての利用が非常に多くなってございまして、大変有利な制度であるということをご認識いたしたところでございます。

来月から消費税が10%になるということで、これがとりわけ農業に及ぼす影響というものをちょっと懸念しておりますが、昨日はまた内閣の改造が行われて、次から次と目まぐるしい世の中、動いておるところでございますが、その辺から目を離さんと一生

懸命に仕事していきたいなと思います。

・議 長

それでは、これより9月の定例農業委員会を進めてまいりたいと思います。座って進めていきます。

それでは、事務局から、本日の出席委員について報告をお願いします。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告を申し上げます。

農業委員11名中9名の出席でございます。なお、議席番号2番木下善久委員、議席番号3番大西正明委員より欠席届が提出されています。以上です。

・議 長

事務局から報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

次に、議案の審査に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号1番吉田耕平委員、議席番号4番大西敏夫委員の2名を指名いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、議事に入ります。

本日の議事は提出議案7件、報告事項1件です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明します。議案書の3-1ページと位置図の3-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市恋野字瀧谷・・・です。登記簿地目及び現況は田となっております。今回の申請は売買による所有権の移転です。譲渡人は高齢のため今後の耕作について不安と思っており、その際、申請地に

隣接して居住している譲渡人の弟の方から、その農地を譲り受けたいということで話がまとまり、本申請に及びました。譲受人谷口氏の経営耕作面積は取得しようとする農地と合わせて合計・・・㎡で、旧恋野村の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等については、影響はありません。譲受人はトラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、田植え機1台を所有しており、農業従事者は1名で農作業常時従事要件を満たしております。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし、書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・木村推進委員

推進委員の木村です。大西委員が欠席しておりますので、谷口茂について説明させていただきます。只今、事務局から説明ありましたとおりでございます。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願ひいます。ありませんか。

・・・・・・・・

・議 長

ないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。議案書の方が4-1ページ、位置図の方も4-1ページをご覧ください。

まず、整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市吉原字下大芝・・・及び・・・、位置は西部小学校より南西に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。申請者は高齢で農地の維持管理が難しくなり、荒廃が進まないよう土地を有効活用するため本申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル260枚、合計出力93.6kW、パワーコンディショナー5台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置いたします。排水については、汚水、雑排水は発生いたしません。雨水につきましては自然浸透とし、浸透し切れない分につきましては申請地西側の既設水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は2筆ありますが、すべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

以上につきまして、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図の方は4-2ページをご覧ください。申請地は橋本市向副跨り尾・・・、位置は清水小学校より東に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。申請者は現在使用している駐車場が県道拡幅工事の対象地となり、代替の駐車場を確保するため本申請に及びました。計画によりますと、駐車場3台分を建設いたします。排水につきましては、汚水、雑排水は発生しません。雨水につきましては申請地北側の道路側溝へ放流いたします。このことについて、地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地は申請者の農地のみで、現地調

査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・松岡推進委員

推進委員の松岡です。・・・さんについては、周辺の畑の同意、それから、農業用水路への排水、雨水、そういう諸々の件について、事務局の説明のとおりで問題ないと思っています。

・議 長

次、案件2の方。

・廣田委員

5番の廣田です。推進委員さんの大上さんと昨日、現地の方と一緒に立ち会いましたんですが、今日は所用で大上さん休まれておりますので、私の方から説明させていただきます。事務局の言うとおりで、現地へ行った時にはまだ道路工事ができておりませんでした。確実にかかるということで仕方がないことじゃないかと思っています。事務局の説明で、県道ということでございましたが、国道371号の拡張工事でございます。以上です。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・廣田委員

1番の案件ですんやけども、吉原の下大芝という所の・・・号という所ですが、これ93.5kW作つとるはずです。県の方での審

査になるんですか、50kW以上ということになりますと。事務局にお尋ねしますが。

・事務局

こちらの方なんですけれども、発電出力の方が49.5kWとなっておりまして、県の方では合計出力、最大での出力は理論上93.6kWなんですけれども、パワーコンディショナーを使つての発電出力が最大49.5kWになっておりますので、この分に関しましては50kW未満になりますので、橋本市の太陽光条例の対象になってくる形になります。なので、県の条例にはかからない案件にはなっております。

・事務局

理論上は何ぼでもできるんです。何ワットもできるんですけど、50kWを超えると県条例がかかってくる案件になりますので、機械的な装置を使って50kWを超えないようにして申請があがってきたらと。よって、県条例の方はかからず、市の条例のみの対応ということになります。

・廣田委員

50kW以上の設備は作るんですけども、機械で落として49.99にするということか。

・事務局

50kWにするわけです。理論上は50を超えるような発電能力は持つてるんですけども。

・委員

何でそなんするん。

・事務局

県条例にかかるか、かからんかやと思います。

・委員

今度は地震起こったりいろいろして、そこだけ残ったいうたら全部作ってくれと言われるかもわからんけどな。そやから、金ありゃあ余分にやったって別に構へんやん。

・ 廣田委員

いや、作ることはええと思うんですねやけど、何でこれ50kW超えるのにどうかなと思うただけで。ありがとうございます。

・ 議 長

ほかにありませんか。

・・・・・・・・

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について を採決いたします。

本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページと位置図の5-1、5-2ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市胡麻生字西川・・・、位置は県立橋本体育館より西に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。譲受人は市外で再生可能エネルギーの仕入れ・販売を行っている法人です。事業拡大のため適地を探していたところ、相続で農地を取得しましたが、現在、農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と交渉し、申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル260枚、合計出力98.8kW、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置いたします。

汚水、雑排水については発生いたしません。雨水につきましては自然浸透とし、浸透し切れない分につきましては申請地東側の既設水路へ放流いたします。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は合計5筆ありますが、うち2筆は譲渡人の農地で、残り3筆につきましてもすべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図の方、引き続き5-1、5-2ページになりまして、位置につきましては②番とさせてもらっていますところになります。申請地は橋本市胡麻生字西川・・・及び・・・、申請地は先ほどの整理番号の1番の東隣に位置する所になります。こちらの方、第3種農地となっております、登記簿地目及び現況は田となっております。こちら譲受人は市外で再生可能エネルギーの仕入れ・販売を行っている法人で、事業拡大のために適地を探していたところ、譲渡人と話がまとまり本申請に及びました。計画によりますと、太陽光パネル288枚、合計出力109.44kW、パワーコンディショナー9台、発電出力49.5kWの太陽光発電施設を設置いたします。汚水、雑排水については発生いたしません。雨水につきましては自然浸透とし、浸透し切れない分につきましては申請地東側の既設水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は5筆あり、うち1筆は譲渡人の農地で、残り4筆についてはすべて同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明いたします。位置図の方、5-3、5-4ページをご覧ください。申請地は橋

本市高野口町名古屋字久原・・・、位置は県立伊都中央高校より東に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田となっております。譲受人は市外在住の個人です。高齢で農地の維持管理が難しくなってきた譲渡人と集合住宅を運営するため適地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、集合住宅2棟、駐車場19台分を整備いたします。排水につきましては、汚水、雑排水につきましては、敷地内に合併浄化槽を設置し、処理後、申請地東側水路に放流いたします。雨水につきましても申請地東側水路へ放流いたします。このことにつきまして、紀の川用水土地改良区及び引の池土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地はありません。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。位置図はそのまま5-3、5-4ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町名古屋字樋口・・・、位置は県立伊都中央高校より東に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目、現況は畑となっております。こちらも譲受人は市外在住の個人です。高齢で農地の維持管理が難しくなってきた譲渡人と集合住宅を運営するため適地を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、集合住宅2棟、駐車場21台分を整備いたします。排水につきましては、汚水、雑排水につきましては、敷地内に合併浄化槽を設置し、処理後、申請地南側水路に放流いたします。雨水につきましても申請地南側水路へ放流いたします。このことにつきまして、紀の川用水土地改良区及び引の池土地改良区の意見書が添付されております。隣接する農地はございません。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の融資証明書が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

最後に、整理番号5番の案件についてご説明いたします。位置図の5-5ページをご覧ください。申請地は橋本市高野口町向島字中嶋・・・、位置はきのかわ支援学校より北東に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は畑となっております。譲受人は市外在住の個人です。高齢で農地の維持管理が難しくなってきた譲渡人と、同じく集合住宅を運営するため適地を探していた譲渡人と話がまとまり本申請に及びました。計画によりますと、集合住宅1棟、駐車場17台分を整備いたします。排水につきましては、汚水、雑排水につきましては敷地内に合併浄化槽を設置し、処理後、南側水路に放流いたします。雨水につきましては申請地北側及び南側水路へ放流いたします。このことにつきまして、地元区長の同意書が添付されております。隣接する農地はありません。現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書類が添付されております。

以上について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・ 田中（里）委員

6番田中です。1番、2番の説明をします。推進委員さんの堀切さんと現場確認に行ってきました。現場はホームセンター・ダイキの約・・・m北側の2筆です。現況は草が伸びて入っていけない状態で、周辺の農家にも迷惑がかかっていると思われれます。水利組合、隣接の方の同意書は添付されています。工事にあたり、周辺で耕作されているので、排水等、被害のないようにしてほしいとも伝えておきました。なお、許可がおりて、市役所に書類をとりに来る時、工事の前にも草を刈ってきちんと管理して、近隣の方の迷惑にならないようにしてあげてほしいとも伝えておきました。以上です。

・議 長
事務局。

・事務局

この件につきまして、少しご説明をさせていただきます。

まず、1番、2番につきましては、申請者は橋本市学文路に在住となっておりますが、添付されました書類の登記情報には小原田となっておりますので、この件についてご本人確認をしようとしたところ、電話番号の記載についても間違いということで、委員には大変ご迷惑をおかけしたんですが、前住所の小原田から現住所である学文路へ異動していることがわかる書類として、今回につきましては追加書類ということで住民票の原本を提出いただいております。追加でご説明をさせていただきます。以上です。

・議 長
はい。次、3、4。

・林委員

5の3番、4番、・・・さんですが、(聴取不能)

5番の向島の・・・さんですが、ここも、ちょうど から古い旧道の北側ですね。西側にも一応よその住宅、文化住宅ですか、古いのが建っております。この辺もアパート皆古いのが建っておりますので、活性化のためには仕方ないという、まちの真ん中にすると、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

・議 長
追加説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・廣田委員

あんまりようけ聞きよっても。これ住所どうやって。1番、2番の案件、昔の学文路の促進の所におられる方。

・議 長
どうぞ。

・事務局

そもそも添付書類の方は、登記情報かな、法務局から出されとる書類には、この土地の所有者の住所が小原田になっておったんです。担当委員の方からいろいろご指摘をいただきまして調べた結果、現住所が学文路であるということになっておりましたので、果たしてこれが本人なのかどうなのか確認する書類がなかったということで、前住所、小原田に住んでいたことがわかる書類として、住民票を新たに追加書類として提出いただいたところです。

ですので、申請者の譲渡人の住所は学文路なんですが、付いておった書類が小原田でしたので、追加書類ということで住民票を出していただいたということでございます。

・ 議 長
それでいいですか。

・ 廣田委員
はい。

・ 議 長
ほかに質疑はありませんか。

．．．．．

・ 議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。
本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。
次に、議案第4号 非農地証明願について を議題といたします。
事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

議案第4号 非農地証明願についてご説明いたします。まず、議案書の非-1ページと位置図の非-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市市脇字仲田・・・及び・・・、台帳地目は田、現況は山林となっております。申請地は申請者が相続された頃から草が茂っており、約20年ほど前から植林し、現在、山林のような状態となっております。本申請につきましても、昭和27年以降何らかの原因で非農地に転用した土地で20年以上経過し、周囲の状況から判断し、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地転用行政上も支障がないと認められると判断いたしました。

続きまして、整理番号2番についてご説明いたします。位置図の方が非-2ページをご覧ください。申請地は橋本市境原字中尾崎・・・、台帳地目は田、現況は堤となっております。申請地は平成元年頃、県道開通のため農地を寄附したその残地であり、その頃から堤防用地として使用されているということです。本申請につきましても、昭和27年以降何らかの原因で非農地に転用した土地で20年以上経過し、周囲の状況から判断し、将来的にも農地として使用するのが困難であり、農地転用行政上も支障がないと認められると判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員で説明があればお願いします。

・東推進委員

推進委員の東です。橋本の1番なんですけど、せんだって木下委員と一緒に現地を確認してきました、山林と書いてあるんですけど、桜の木が数本植えてました。直径10cm位の桜の木で、かなり以前に植えたような感じでした。将来的にも農地にするには、雑木じゃなくて、そこに川があって桜の木を植えたような感じで、特に問題ないと思います。

・議長

案件の2は私の分ですが、事務局の説明のとおりでございますので、何ら支障ありません。

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

・・・・・・・・

・ 議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第4号 非農地証明願について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・ 議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を議題といたします。

事務局より提案理由の説明を求めます。

・ 事務局

それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書のページ、基-1ページをご覧ください。

左端の整理番号1番の案件を読み上げます。

利用権の設定を受ける者は・・・、利用権の設定をする者は・・・。
利用権を設定する土地は橋本市隅田町下兵庫字久保・・・です。
現況地目は田で、面積は・・・㎡です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として利用します。利用権の期間は9年3ヶ月で、終期は令和10年12月31日となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約・・・a、新規の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で1筆、合計・・・㎡となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明があればお願いします。

・ 田中（一）委員

7番の田中ですが、事務局の説明のとおりでございます。以上です。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・ 池田会長職務代理者

今の案件なんですけれども、紀の川市荒見の方からということで、この方、多分、紀の川市でも作られてるんですけれども、どれ位作られているんですか。

・ 田中（一）委員

面積は、私も電話だけで聞きました。約・・・haと。

・ 池田会長職務代理者

紀の川市も含めてですか。

・ 田中（一）委員

そうです。今、この福岡さんというのの面積はここにあったとおりで、1枚の田んぼだけですけれども、推進委員の中家さんと一緒に現場も見せてもらった、行ったんですけれど、別に問題ないし。難儀したのは、正直なところ、この・・・さんというのは、事務局にもお願いしたいんですけれども、現住所は橋本市三石になっとるんですけれど、ところが、これ電話もう何十回と私かけても、朝昼晩かけたんだけど、出えへんのです。たまらんで、これほんまに下兵庫に友達がおるんで、そこへ電話したら、今、ひよっとしたら実家の母親の世話しておるかもわからんなということで、たまたま家へ電話したらおったんです。それで初めて、何十回電話して初めてつかまったんです。だから、できたら、事務局と本人との間で連絡とれるように、この・・・さんにほんまに泣かされました、連絡とる時。

・ 議 長

そこら、ちょっと注意したってください。

・事務局

はい。

・議 長

ほかにありませんか。

・・・・・・・・

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を採決いたします。

本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について(中間管理事業分)をご説明いたします。議案書、次のページの中-1、農用地利用集積計画に伴う利用権設定予定者一覧(農地中間管理事業分)をご覧ください。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市野字池奥……。同じく字中山谷田……。現況地目は畑で、面積は合計……㎡です。利用権の種類は賃貸借で、果樹園として利用します。利用権の期間は4年と11ヶ月で、終期は令和6年8月31日となっております。

なお、今回の土地につきましては、農地活用協議会マッチング協議ということで、農業公社、県の担当者とともに、農地中間管理機構が借り受けた後は、橋本市胡麻生の・・・さんという方が、果樹、梅や柿を栽培するということで希望があるとのことで、今後、農地中間管理機構との間で確かに契約を結ぶ意向であるというふうに協議を行っておりますので、報告申し上げます。

県の農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸するという形になります。また、現在のところ、今、報告申し上げたところについてはまだ確定はしておりませんので、決定された段階で再度また通知させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

審議のほどよろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員で追加説明あればお願いいたします。

・ 委員

最初から2筆ですけども、地目、山林、山林とこれはどういうことなんですか。農地じゃなければここへあげる必要ないんじゃないんですか。

・ 議 長

事務局、どうぞ。

・ 事務局

登記上山林であったとしても、現況が農地であれば農業委員会に諮る必要がございますので、うちの方で確かに申請をいただいたということになっております。

・ 議 長

事務局、どうぞ。

・ 事務局

説明をさせていただきます。地目と現況の話なんですけど、ここに出てくる地目というのは、農地法上は、地目がたとえ山であったとしても農地法上の農地として扱われるということになります

ので、農業委員会の皆さんにご審議をいただくということになります。また、逆に、地目が田、畑であったとしても農地法上農地と見られないものにつきましては、この場には出てこないこともあり得ます。以上でございます。

・議 長

ほかに質疑ありませんか。

.....

・議 長

備考に・・・円と書いてあらっしょ。これ気になってしゃあないんやけど。

・事務局

今回の賃貸借は賃借料が合計で・・・円あると伺っております。それを㎡で割って10aあたりに割り算したところ、10aあたりその金額が。

・議 長

これ全部で・・・円。了解。

・事務局

・・・㎡、これで割りました。

・議 長

ほかにないですか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願 についてご説明いたします。議案書の方、農-1と位置図の方も農-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請者は橋本市胡麻生・・・、・・・さん。申請地は橋本市胡麻生字中ノ町・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・、・・・の計7筆、合計・・・㎡となっております。本申請は、相続税の納税猶予の適用を受けている農地につきまして、引き続き納税猶予の適用を受けるために3年ごとに税務署に提出する書類として必要となってくるものとなっております。これらの農地につきまして書類審査及び現地調査の結果、証明するに相当と判断いたしました。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。議案書の方が次の農-2ページと位置図の方が農-2、農-3、農-4の3枚となっております。申請者は大阪府堺市東区大美野・・・、・・・さんです。申請地は橋本市胡麻生字宮ノ前・・・、・・・、胡麻生字中ノ町・・・、胡麻生荒田垣内・・・、・・・、・・・、・・・の計7筆で、合計・・・㎡となっております。本申請につきましても、相続税納税猶予の適用を引き続き受けるために必要な証明として本申請に至っております。整理番号2番の申請地につきましても書類審査及び現地調査をした結果、証明するに相当と判断いたしました。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明がおわりました。担当委員で追加説明をお願いします。

・田中（里）委員

6番田中です。1番と2番、どちらも耕作されているので、問題ないと思います。

・議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・ 委員

勉強不足ではありますが、納税猶予というのは、これいつまでも、申請さえすりゃ。

・議 長

事務局、どうぞ。納税猶予の期間。

・事務局

納税猶予の方は最大20年間猶予を受けれるようになっておりまして、20年間猶予を受けましたら、そこでもう相続税の方が免除されるような制度になっております。なので、3年ごとに更新になるので。

・議 長

20年間ずっと相続した人が作らなあかん、継続して。それ済んだらもう構へんさかい。それを3年に1回ずつ報告してもらわなあかん。

・池田会長職務代理者

亡くなって何ヶ月とかいう縛りもありましたね。届け出するの、申請するの、あんまり何年もたってからじゃ。

・議 長

6ヶ月以内かな。

ほかにありませんか。先生、どうぞ。

・大西（敏）委員

・・・なんですけど、相続税納税猶予制度という言葉があったり、やっぱりきっちり耕作するのが前提なんですけども、距離的には耕作できる条件なんですか。

- ・ 田中（里）委員
6番田中です。・・・さんの分は利用集積とかでよその人に耕作してもらってます。
- ・ 岡本委員
ちゃんと作っとればええわけ、誰でもいいから。
- ・ 大西（敏）委員
本人が耕作ではなくて。そうですか。はい。
- ・ 議 長
ほかにありませんか。

・・・・・・・・

- ・ 議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第7号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

- ・ 議 長
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局に報告を求めます。

- ・ 事務局
では、報告事項第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご報告いたします。
議案書の方が18-1ページと、位置図の方、18-1、18-2ページをご覧ください。
整理番号1番の案件についてご説明いたします。本通知につきましては、先ほど農業経営基盤強化促進法の議案第6号の案件の土地と同じ土地となっております。こちらの方につきましては、

賃借人・・・さんと賃貸人である・・・さんの間で農業経営基盤強化促進法の契約をしておったのですが、令和元年7月25日付で合意解約したとの通知書がありました。解約理由につきましては、・・・さんの労力不足及び、その後、・・・さんの方が今回の基盤強化促進法の賃借を行うために必要だということで通知を受け取っております。

以上になります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長

質疑はありませんか。

・池田会長職務代理者

しょうもないこと聞いてあれなんやけども、18条6項の規定の受理では・・・さんほか1名なんやけども、6号の経営基盤強化促進法はほか1名抜けてるんやけど、これは何か変化あったのかな。

・事務局

農地法18条6項の規定による通知は、これは当然、契約した者同士が合意解約に至ったということで報告をもらっておりますので、当時、お2方の名前で通知をもらっています。18条6項も、ここの土地がまだ多分、相続登記が完了しておりませんでして、そういった場合には相続人の中で持ち分2分の1以上の同意が必要ということになっております。もうお1方の同意、申請書類の方にはちゃんと付いております。代表して・・・さんの名前で今回申請いただいたということで。

・池田会長職務代理者

わかりました。

・議 長

それでは、続いて、その他の事項に移ります。委員の皆さんで、何かご意見とかご質問があれば。

・田中（里）委員

6番田中です。今回、太陽光発電の申請書出たんですけども、する人がその土地じゃない、よその県の業者だったので、こうい

う時って、地元区長さんの承諾書というんですか、そういうのとかはいただいたりはできないんですか。何か家建てるとか集合住宅建てるとか、地元の人だったらわかるんですけども、全然、会社の名前が私は勉強不足で知らないところなので、何か難しいんです、太陽光発電、申請書出た時。

・ 議 長
どうぞ。

・ 事務局

事業に伴う地元同意、区長さんの名前なのかどうかもあると思うんですが、実は同意書というものについては、法定添付書類ではない旨がきちっと明記されております。ただ、橋本市農業委員会につきましては、法定添付書類ではないからといって添付の必要がなしということではなく、ご審議いただく判断材料の1つの資料として、今ずっと求め続けているわけでございます。

今、委員からありましたように、設置に係る地元へきちっと説明したよ、きちっと話してるんやでという証として、区長なりの同意を求めればという意見というふうに賜っておるんですが、少し時間を頂戴して検討させていただきたいと思っております。以上です。

・ 議 長
それでいいですか、田中さん。
ほかにありませんか。

.....

・ 議 長

ないようですので、以上をもちまして、本日提案いたしました議案すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和元年9月定例の農業委員会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和元年9月12日

会 長 土井 清美 ⑩

1 番 吉田 耕平 ⑩

4 番 大西 敏夫 ⑩